

○農林水産省告示第六百七十二号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)
第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規
程(昭和二十五年七月八日農林省告示第二六六号)
の一部を次のように改正し、平成十七年四月十四
日から施行する。

平成十七年四月一日

農林水産大臣 島村 宜伸

別表第二の三の項及び五の項検疫有害動植物の
欄中「キンケクチフトゾウムシ」を「シロヘリク
チフトゾウムシ」に改め、同表六の項検疫有害動
植物の欄中「サビイロメクラガメ」を「サビイロ
カスミカメ」に改め、「ナミハダニ」及び「ネギ
アザミウマ」を削り、同表九の項検疫有害動植物
の欄中「キンケクチフトゾウムシ、サビイロメク
ラガメ」を「シロヘリクチフトゾウムシ、サビイ
ロカスミカメ」に改め、「ナミハダニ」及び
「ヤシシロマルカイガラムシ」を削り、同表十
の項検疫有害動植物の欄中「レタスハモグリハエ
」を「アシグロハモグリハエ」に改め、同表十三の
項検疫有害動植物の欄中「サビイロメクラガメ」
を「サビイロカスミカメ」に改め、同表十七の項
検疫有害動植物の欄中「フタスジメクラガメ」を
「フタスジカスミカメ」に改める。